

道路運送法第21条運行内容の 見直しについて

Ⅰ．運行内容変更の必要性

- おでかけワゴン運行開始から１ヶ月が経過し、利用者数の推移や運行状況等のモニタリング、運行事業者からのヒアリングを通じて、運営に支障となる事象が生じていた。
- ６月２日（月）からの運賃収受開始に伴い、早急に運行内容（ダイヤ、予備車両の扱い）を変更する必要性が高いと判断
- 利用状況や運行効率等を踏まえて、利便性向上及び安定した運行体制を構築するため、運行内容の見直しを行い、道路運送法第21条の変更申請を行った。

Ⅰ．運行ダイヤの改定

- ① 鉄道ダイヤの乗り継ぎ時間確保
- ② 運行間隔（運行時間）の調整
- ③ 直通便（高麗川駅西口～武蔵高萩駅）の見直し
- ④ 普通タクシー車両での運行便（武蔵高萩駅系統第２便）の廃止
- ⑤ 応援運行便（高麗川駅系統第１３便）の見直し

Ⅱ．運行（予備）車両の扱い

2. 運行内容の変更点

		課題点等	対応方法
①	運行間隔（運行時間）の調整	前路線バス事業者の運行ダイヤを参考としているが、運行時間と実際の所要時間に相違があることから、電車の発着に間に合わないケースが頻発していた。	停留所間及び上・下線での運行時間を調整（延長・短縮）し、運行実態に沿った形とする。
②	直通便の見直し	高麗川駅西口と武蔵高萩駅を結ぶ直通便（1日2便）を設けていたが、両駅間の移動に用いる利用者は限定的であり、運行系統が複雑化していた。	直通便を廃止し、「高麗川駅系統」・「武蔵高萩駅系統」の2系統の運行ダイヤとする。
③	普通タクシー車両運行便の廃止	武蔵高萩駅系統第2便を対象に、直通便による運行を確保するため、普通タクシー車両での運行便を設けていた。	「②直通便の見直し」に伴い、全路線・全便で、ワゴン車両での運行とする。
④	応援運行便の廃止	高麗川駅系統第13便を対象に、武蔵高萩駅系統の運行車両で応援運行便を設けていた。	①～③の見直しに伴い廃止

※改正後の運行ダイヤは別紙参照

2. 運行内容の変更点

■ 共通事項

- 直通便（武蔵高萩駅6：20分発、高麗川駅西口6：45分発）を廃止
- 運行間隔（停留所間、上・下便）の見直し
- 運行時間（繁忙時間、閑散時間帯を反映）の見直し
- 鉄道駅発着便における乗り換え時間の確保
- 休憩時間の見直し※法定休憩時間（4時間おき30分）に加え、昼食時の休憩（60分）設定

■ 高麗川駅系統

- 運行便数：変更なし

■ 武蔵高萩駅系統

- 運行便数：1.5便増（「武蔵高萩駅⇒こま川団地間」、最終便の追加）
- 運行時間：増便、運行間隔及び休憩時間に余裕を設けたため10分程度の時間延長
- 高麗川駅系統「第13便」での応援運行の廃止
- 武蔵高萩駅系統「第2便」における普通タクシー車両での運行便の見直し
※全便をワゴン車両での運行に切り替え

2. 運行内容の変更点

	課題点等	対応方法
運行（予備）車両の扱い	ワゴン車両（乗車定員10名）を予備車両として定めていた。このため、追加便の運行に普通タクシー車両（乗車定員5名）を用いざるを得ない状況で、乗り切れない場合も発生している。	通常の運行車両（追加便含む）として使用できるよう変更する。 なお、緊急時は、一般タクシー（5人乗）を用いて対応する。

◆変更申請の内容（該当箇所抜粋）

【一般乗用旅客自動車運送事業による乗合運送許可申請書】

6. 使用する自動車の種別ごとの数

	新	旧
高麗川交通有限会社	10人乗：1両（ワゴン） 5人乗：1両（タクシー）※予備車両	10人乗：1両（ワゴン） 5人乗：1両（タクシー併用申請）
日高ハイヤー株式会社	10人乗：2両（ワゴン） 5人乗：1両（タクシー）※予備車両	10人乗：2両（ワゴン※うち1両は予備車）

3. これまでの経緯

▼変更に至るまでの経緯

月日	内容	備考
4月1日	おでかけワゴン運行開始	
4月10日	運行事業者との意見交換	運行内容変更に係る申出
4月18日	埼玉運輸支局への相談	運行ダイヤ、予備車両の扱いに係る手続方法
5月1日	運行事業者との調整	運行ダイヤの再編
5月12日	庁内調整	運行内容全般に関する意見調整
5月13日	久保田会長への報告	運行ダイヤ、予備車両、停留所関係の取り扱い ※国際興業様とは高麗川駅西口停留所に関する協議
5月14日	道路運送法第21条変更申請	道路運送法第21条申請内容の差し替え
	法定協議会委員への報告	運行内容全般に関する合意形成
5月19日	地域住民等への周知 ※回覧、HP、SNS、車内、各停留所	運行ダイヤ変更に係る周知の実施
5月20日	道路運送法第21条許可	
5月26日	改定ダイヤでの運行開始	
6月2日	道路運送法第21条運行開始	運賃収受開始